

2 試薬、器具、計量器

- 2-1 この分析法で使用する試薬（JIS で規格が定められているものに限る）は、別に定める場合を除いて JIS 規格 1 級以上とする。
- 2-2 試薬の濃度は、別に定める場合を除いて重量／容量%(w/v)とする。
- 2-3 試薬について、例えば、塩酸(1:3)と表示してあるのは、塩酸 1 容と水 3 容の混合物を意味する。
- 2-4 この分析法で水とあるのは、蒸留水又は JIS K 0557（用水・排水の試験に用いる水）に規定する種別 A2、A3、A4 の水を意味する。
- 2-5 この分析法で使用するガラス器具は、原則として硬質ガラス製とする。
- 2-6 この分析法で使用する計量器のうち、計量法に定める特定計量器に該当するものであって定期的な校正・検定の定めのあるものについては、その有効期間内のものを使用する。